令和元年11月市議会定例会 環境経済委員会資料。

第186号議案 公の施設の指定管理者の指定について (出島メッセ長崎)

1	次		ページ
	1	PFIと指定管理者制度	1~2
•	2	出島メッセ長崎の津波対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3~20
	3	長崎駅周辺の浸水対策	21~22
	4	出島メッセ長崎の管理運営に係る長崎市の考え方	23

文 化 観 光 部 令和元年11月



PFIと指定管理者制度

1 PFIと指定管理者制度の違い

PFIと指定管理者制度は、どちらも民間の力を活用しようという趣旨の制度であるが、根拠法に違いがあるため、一方の手続きが「自動的」に他方の手続きを兼ねることはできない。

PFI事業者と指定管理者では実施可能な業務の範囲は異なっている。PFI事業者は「事実上の行為」等を行うことはできるが、指定管理者の指定を受けなければ、市長から権限を委任されて行うことが可能な「施設の利用許可」等の行為は行うことができない。

OPFIと指定管理者それぞれで必要な議決項目

PFI

- ・債務負担行為の設定・・・①
- PFI事業契約の締結・・・②

指定管理者制度

- ・公の施設の設置管理条例の制定・・・③
- ・指定管理者設置条例の制定・・・④
- ・指定管理者の指定…⑤

※③・④は同一の条例によることも可能

PFI事業とは

地方公共団体が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第5条第1項の実施方針を定めて実施するPFI法第2条第4項に定める「選定事業」

> 指定管理者制度とは

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条に規定する公の施設の管理 に関し、民間能力等を活用する制度

【公の施設におけるPFIと指定管理者制度の比較】

	PFI	指定管理者制度
事実上の行為	0	0
定型的行為	0	0
使用料の収入の徴収	0	0
ソフト面の企画	0	0
利用料金の収受	×	0
		地方自治法第244条の2第8項
利用料金の設定	×	0
	,	地方自治法第244条の2第9項
施設の利用許可	×	0
		地方自治法第244条の2第4項

2 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業は、PFI法に基づき、MICE事業者自らの提案をもとに施設の設計・建設を行った後、市に施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書の内容の運営・維持管理業務を行う方式により実施するものである。

その契約相手方は、(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業受注者選定審 査会において、市の募集要項・要求水準に基づき民間事業者から提出された事業 提案書の評価・審査を行い、受注者として適正と判断し選定している。

その中で、MICE施設の管理・運営に当たっては、施設の利用許可などPF I事業だけでは実施できないため、指定管理者制度を導入するとともに、利用料 金制を採用することとしている。

このことから、指定管理者については本事業に係る契約を締結しているMIC E事業者(株式会社ながさきMICE)を非公募にて選定するものである。

【参考】

地方自治法 抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二

1及び2 〔略〕

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該 普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「 指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び 業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5から7まで [略]

- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、 条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、 指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を 受けなければならない。

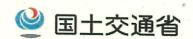
10及び11 [略]

出島メッセ長崎条例 抜粋

(指定管理者が行う業務)

- 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) メッセの利用の許可その他のメッセの利用に関する業務
 - (2) メッセの企画、宣伝及び利用促進に関する業務
 - (3) メッセの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、メッセの運営に関して市長が必要と認める業務

東日本大震災における津波による被害



- 〇 平成23年3月11日の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生。
- 〇 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町村の浸水範囲面積の合計は561km2に及び、 広範なエリアにおいて被害が発生。
- また、内陸の奥域まで浸水域が拡大し、地域全体が壊滅的な被害を受けたエリアも存在するなど、 甚大な被害が発生。

東日本大震災における津波による被害

東日本大震災時の仙台市における浸水範囲と従前の浸水想定範囲



出典:東北地方太平洋沖地震浸水範囲 国土地理院資料より作図

東日本大震災時の仙台市の様子



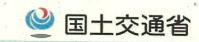
出典:国土交通省東北地方整備局

東日本大震災の人的被害 ^{圧死・損増死・そ}の機、4.4% (機死、1.1%——不詳、2.0%

死者の9割が、津波による溺死

(警察庁資料より内閣府作成)

津波対策を構築するにあたって想定すべき津波レベル



- 〇 政府の中央防災会議等では、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要性を指摘。
 - *将来同様の地震が発生する可能性が高く切迫性の高いと考えられる地震・津波
 - *あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波(東日本大震災クラス相当)

頻度の高い津波(L1)

津波レベル : 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

基本的考え方: 海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進

めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構

造物の技術開発を進め、整備していく。

最大クラスの津波(L2)

津波レベル: 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

基本的考え方:被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのた

め、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それ

を超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重

視しなければならない。

東日本大震災以前の 津波対策に係る法制度

頻度の高い津波(L1)を想定

(例 大規模地震対策特別措置法 等)

特定の津波災害への対策

(例 東海地震(大規模地震対策特別措置法)等)

各主体(国・県・市等)がそれぞれ 計画を策定

(例 大規模地震対策特別措置法の地震防災計画等)

防災の観点から計画を策定

(例 大規模地震対策特別措置法の地震防災計画等)

津波防災地域づくり法

最大クラスの津波(L2)を想定

将来発生しうる津波災害全般への 対策

各主体が実施する施策を組み合わ せた総合的な計画を市が策定

防災に加え地域づくりの観点から 計画を策定

OI

津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法)の概要

- 〇 平成23年12月7日、「津波防災地域づくりに関する法律」が成立(衆参とも全会一致)。
- 〇本法により、将来起こりうる最大クラスの津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な制度を創設。

法律の概要(平成23年12月14日公布 平成23年12月27日一部施行、平成24年6月13日全部施行)

基本指針

基礎調査の実施

都道府県は津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行う。

津波浸水想定の設定

0

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深)を設定し、公表する。



推進計画の作成

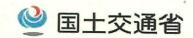
市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる。



津波災害警戒区域等の指定

- ・都道府県知事は、津波による人的災害を防止するために警戒避難 体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指 定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び 身体を保護するために一定の開発行為及び建築等を制限すべき土 地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

津波浸水想定の概要



- 〇 都道府県は、基礎調査の結果を踏まえ、津波が発生した場合の浸水の区域及び水深を設定(義務)。
- ○津波浸水想定は、基本指針に基づき、「最大クラスの津波」を想定して設定。

基礎調査(都道府県(国))



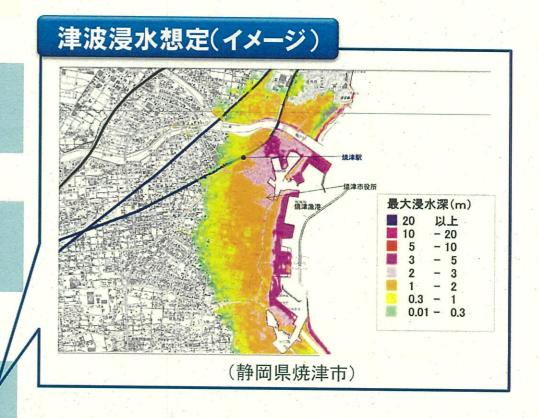
最大クラスの津波の断層モデルの設定 (都道府県)

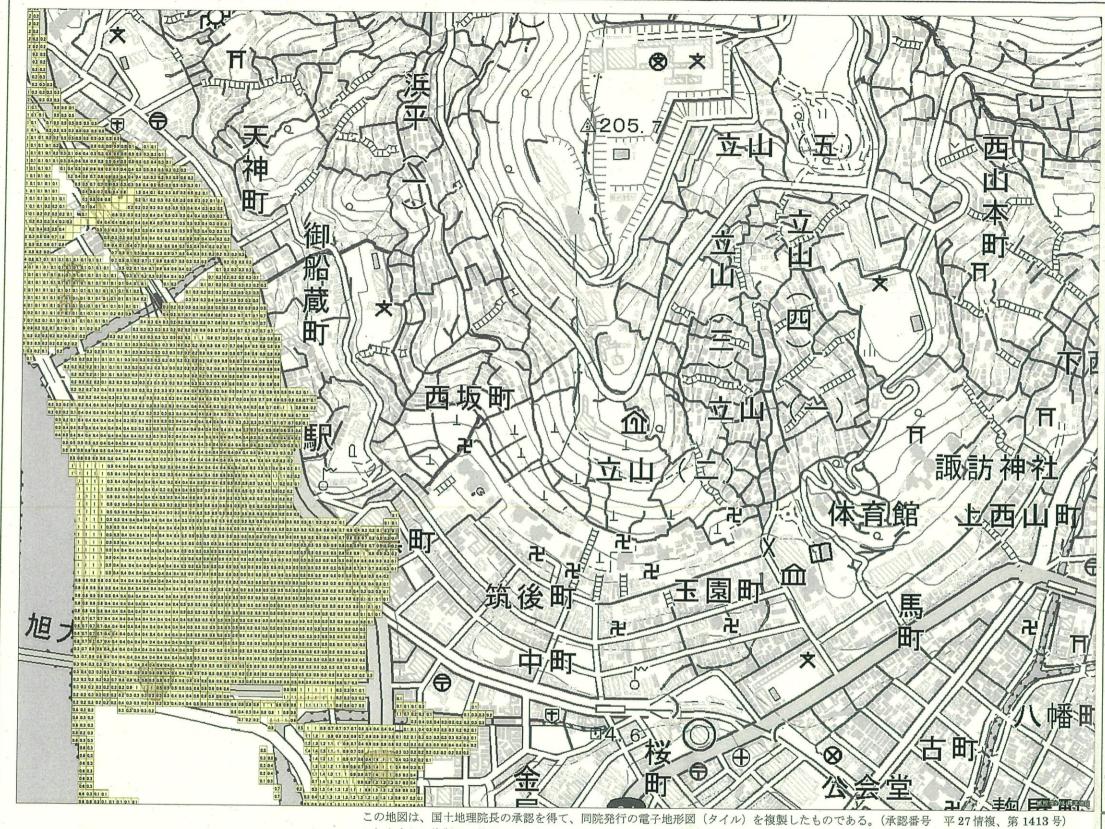


津波浸水シミュレーション (都道府県)



津波浸水想定の設定 (都道府県)





これをさらに複製又は使用して配付する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

様式-2

津波災害警戒区域 区域図

400 メートル

〈留意事項〉

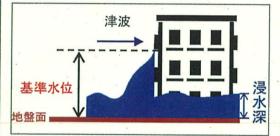
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくり に関する法律(平成23年法律123号(以下「法」 という)) 第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第 8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を 防止するために警戒避難体制を特に整備すべ き区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水 位で、津波の発生時における避難施設に避難上 有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深 に係る水位に構造物への衝突による津波の水 位の上昇を考慮して必要と認められる値を加 えて定める水位であり、地盤面からの高さ (メ ートル単位) で表示しています。

(下図参照)



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ は、平成 21 年の地形図の等高線及び平成 23 年の航空レーザー測量または写真測量の結果 をもとに作成しているため、その後の開発に伴 う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況 と異なっている場合があります。

【背景地図】

「背景地図」は、平成27年3月時点の国土地 理院による電子地形図 (タイル) を複製して作 成しており、道路や建物などが現況と異なって いる場合があります。なお、埋立地において新 たに埋め立て情報を得たものについては追記 しているところがあります。

津波災害警戒区域(基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	長崎市
図面番号	75

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(拡大)

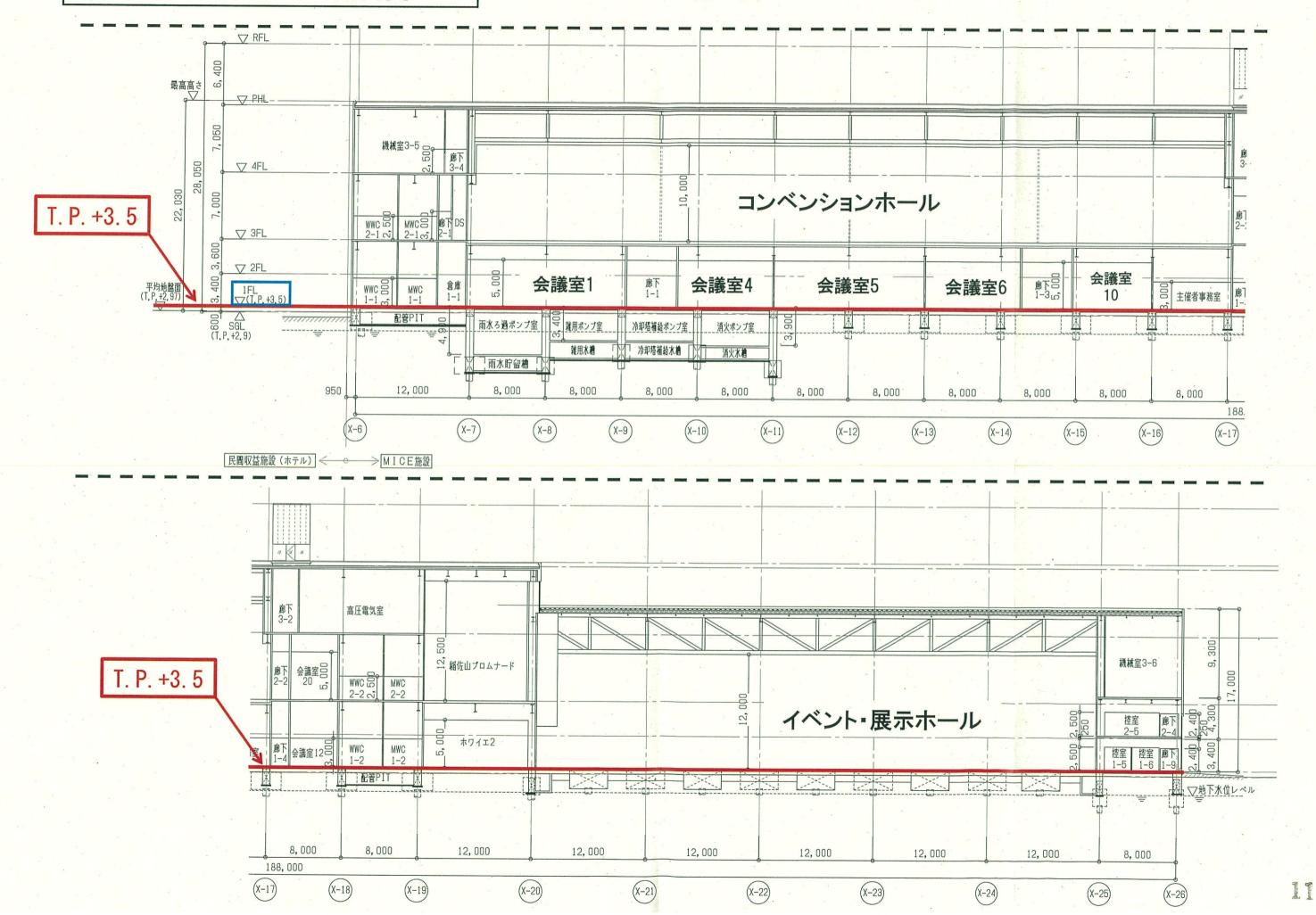
岸 放火台昌及区域の旧たのム水に水る四首(142人)	
0.2 0.2 0.2 0.2 0.1 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3	The same of
0.2 0.2 0.2 0.2 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.6 0.5 0.6 0.7 0.7 0.8 0.9 0.9 0.9 0.4 0.3 0.1	4
0.2 0.2 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3	NI I
0.1 0.2 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.4 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 1 1 0.9 0.6 0.2	
0.1 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.4 0.3 0.4 0.6 0.7 0.8 0.9 0.9 0.7 0.3	
0.1 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.5 0.7 0.7 0.7 0.7 0.5 0.1	S 18
0.4 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4	S AL
0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4	
0.5 0.5 0.5 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4	0
0.8 0.8 0.8 0.8 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4	/ Ц
0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0. 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4	-
1 1 1 1 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4	V /
1 1 1 1 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 1.1 1.1 0.2 0.2	
1 1 1 1 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4	
1 1 1 1 0.5 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	
1 1 1 0.5 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	100
1 1 1 0 5 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	
1 1 1 0 5 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	7.
1 1 1 0 5 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.2 0.1
1 1 1 0 5 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	distribution and
1 1 1 0 5 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.6 0.7 0.8 0.8
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1 1 1 0 0 0.5 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.9 0.8 0.8 0.9
1 1 1 1 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9
1 1 1 0 0 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9
1 1 1 1 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9 0.5 0.5 0.8 0.7
1 1 1 1 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9 0.5 0.5 0.8 0.7 0.5 0.5 0.5 0.6
1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9 0.5 0.5 0.8 0.7 0.5 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5
1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.9 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9 0.5 0.5 0.6 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1 1 1 1 0 5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.9 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.9 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1 1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1 1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.9 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.9 0.9 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.8 0.8 0.7 0.5 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5
1	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.8 0.7 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0
1	0.9 0.8 0.8 0.9 0.5 0.8 0.8 0.9 0.5 0.5 0.8 0.7 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0

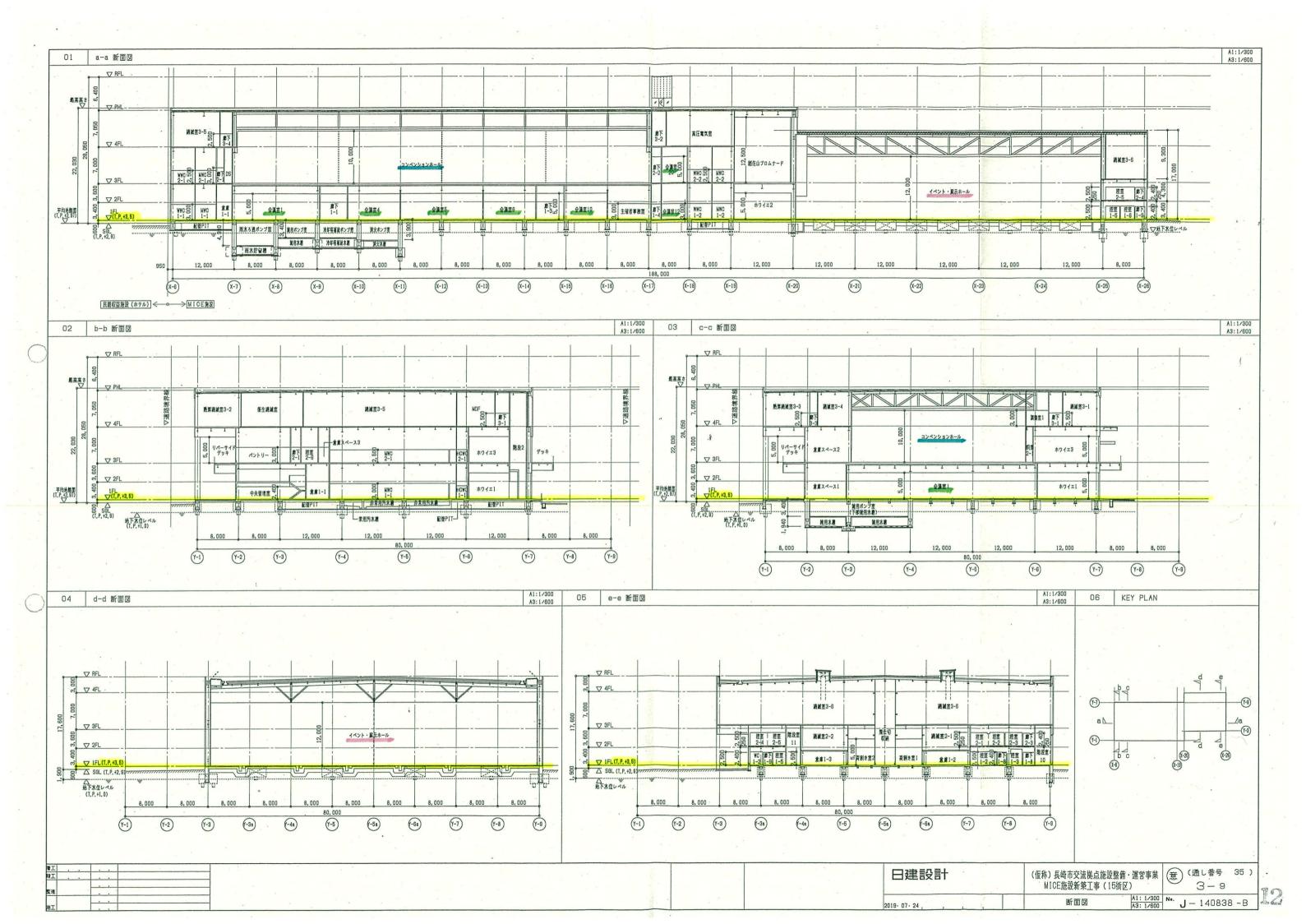
出島メッセ長崎の1階フロア高さの設定

-3.08 3 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 -3.9 ① 敷地内地盤高さ (T. P. +2.9m) +津波高さ 0.4m=津波到達高さ (T. P. +3.3m) 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 -2.89 -3.67 -4.03 3 12.79 -3.44 -4.25 2.67 -2.49 ② 設計基準高さを T.P.+3.3m設定とし、1階フロア高さを T.P.+3.5mとする。 2.55 2.8 -2.24 -3.45 -4.22 2.8 2.8 2.6 2.6 2.6 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 -3.97 2.8 2.8 2.6 2.6 2.6 2.6 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.0 2.0 -2.55 -3.93 2.48 2.74 ※TP …東京湾平均海面 (Tokyo Peil)。全国の標高の基準となる海水面の高さ。 -2.39 -3.79 -4.2 2.8 2.4 2.4 2.4 4 29 29 29 29 29 29 29 29 2.47 2.46 24.12 20.99 20.99 19.6 -3.55 2.45 2.43 -2.22 2.8 2.4 2.4 2. 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 12.62 18.39 18.63 2.44 2.44 -2 -2.45 -4.04 -4.27 -1.91 -3.26 2.45 2.46 1.17 2.35 -1.98 -3.26 -4.26 -3.29 -4.25 2.36 2.57 -2.05 2.39 2.49 -2.13 -3.31 -4.24 2.45 2.39 -22 -3.33 -4.23 2.44 2.29 -4.24 -2.28 -3.24 2.38 2.26 -2.35 -3.19 -4.26 2.28 2.24 -2.45 -3.27 -4.26 2.21 2.2 -0.94 -2.81 -3.9 -3.09 2.8 2.8 2.4 2.4 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 出島メツセ長崎 -3.97 -2.98 28 28 24 24 29 29 29 29 29 29 29 29 2.16 2.05 -1.2 -2.75 -2.72 -3.49 -4.25 -2.41 2.8 2.8 2.4 2.4 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.08 1.88 -3.5 -2.82 -4.25 -24 28 28 24 24 9 29 29 29 29 29 29 29 2.14 1.83 -4.04 2.15 1.9 -1.849 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 -3.54 -3.01 -4.28 2.17 1.97 -2.1 -3.1 -3.55 2.17 2.03 -4.28 -3.19 -3.53 -4.26 2.14 2.01 2.12 1.98 3.29 -3.61 -4.35 -3.38 -3.62 -4.33 2.1 1.95 =3.64 -3.5 -4.26 2.01 1.92 -3.69 -4.32 1.97 1.89 -3.64-3.78 -3.73 1.98 1.88 -3.92 -3.78 2.04 1.96 =4.06 -3.86 -4.57 2.13 2.06 -4.2 -0.08 -4.61 2.21 2.15 -4.71 2.37 2.11 -4.48 -4.1 -4.04 28 2.66 2.7 29 2.9 2.95 2.64 2.39 2.31 2.38 2.3 2.22 2.21 2.21 2.1 2.1 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.5 2.5 2.5 2.6 2.6 2.4 2.4 2.4 2.4 2.4 2.4 2.82 3 3.21 3.37 3.6 3.6 -4.62 -4.17 -4.93 2.06 1.56 -4.11 28 28 2.75 29 29 29 29 3 3 3 3 3 29 29 2.9 2.47 2.46 2.5 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.4 2.4 2.4 2.4 2.4 2.4 3.05 3.13 3.18 3.22 3.6 3.6] 2.03 (-1.2 -4.71 -4.38

出島メッセ長崎 <断面図>

※浦上川側から見た図





平成 28 年 10 月 31 日公表 長 崎 県

津波浸水想定について (解説:第2版)

1. 津波対策の考え方

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成 23 年 9 月 28 日(東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告)に示しました。

この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を 想定する必要があるとされています。

一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの 津波」(L2津波)です。

もう一つは、海岸堤防等の構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波」(L1津波)です。

長崎県ではこれまでの県独自の調査結果や内閣府で公開された南海トラフの巨大地震の調査報告等も踏まえて、「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる津波浸水想定を作成し、平成26年3月31日に第1版を公表しました。

第2版では、国土交通省・内閣府・文部科学省が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の調査報告を踏まえ、津波浸水想定を見直しました。

津波対策を講じるために想定すべき津波レベルと対策の基本的な考え方

今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。

最大クラスの津波 (L2 津波)

- 津波レベル
 - 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波
- 基本的考え方
 - 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にハード・ソフトのとりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく。
 - <u>故害の最小化を主眼とする『滅災』の考え方に基づき</u>、対策を縛ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ経滅するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備や遊離路の確保など、遊離することを中心とするソフト対策を実施していく。

■ ソフト対策を講じるため基礎資料の「津波浸水想定」を作成

比較的頻度の高い津波 (L1 津波)

- 津波レベル
 - 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(数十年から百数十年の頻度)
 - 基本的考え
 - 人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、<u>海岸保全施設等を整備</u>
 - 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物への改良も検討していく。

場防整備等の目安となる<u>「設計津波の水位」</u>を設定

図-1 津波対策を講じるために想定すべき津波レベルと対策の基本的な考え方

2. 留意事項

- ○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、<u>津波防災地域づくりを実施するための基礎</u> となるものです。
- ○「津波浸水想定」は、<u>最大クラスの津波が悪条件下において発生</u>した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- <u>最大クラスの津波</u>は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、<u>これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。</u>
- <u>浸水域や浸水深</u>は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動 や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、<u>浸水域外でも浸水が発生</u>したり、 浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- ○「津波浸水想定」の<u>浸水域や浸水深</u>は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、<u>津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。</u>また、一定の条件を設定し計算した結果のため、<u>着色されていない区域が必ずしも安全</u>というわけではありません。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- ○「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、 津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 今後、数値の精査や標記の改善等により、修正の可能性があります。

3. 津波浸水想定の記載事項及び用語の解説

(1) 記載事項

<基本事項>

- ① 浸水域.
- ② 浸水深
- ③ 留意事項(2. に前記した事項)

(2) 用語の解説

- ① 浸水域について
 - ・ 海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。
- ② 浸水深について
 - ・ 陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。
 - ・ 図-2のような凡例で表示。
- ③ 津波水位について
 - ・ 津波襲来時の海岸線における津波水位(図-3)の最大値を標高で表示。な お、気象庁が発表する津波の高さは、平常潮位(津波が無かった場合の同じ 時刻の潮位)からの高さ(図-4)であり、津波水位とは基準が異なります。

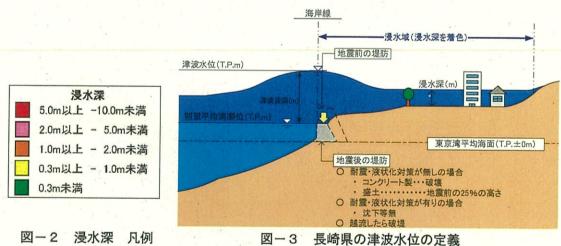


図-2 浸水深 凡例

接潮所 津波の高さ 痕跡高 平常潮位(津波がない場合の潮位)

図ー4 気象庁の津波の高さの定義

4. 対象津波(最大クラス)の設定について

(1) 過去に長崎県沿岸に来襲した津波について

過去に長崎県沿岸に来襲した既往津波については、「日本被害津波総覧〔第2版〕、 渡辺(1998)」、「日本被害地震総覧、宇佐美他(2013)」、「津波痕跡データベース、 東北大学工学研究科他」等から、津波高に係る記録が確認できた津波を抽出・整理 しました。

なお、寛政4年(1792年)の雲仙岳の火山活動により発生した山体崩壊に伴う津波については別途参考資料に取りまとめておりますので、ご参照ください。

(2) 長崎県沿岸に来襲する可能性のある津波について

海溝型地震(図-5)については、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」 が公表した11ケースの津波断層モデルのうち、長崎県に最も影響が大きいものを設 定しました。

活断層型地震については、次の2点を踏まえて、防災上の観点から各沿岸部における最大クラスの地震・津波について、長崎県独自の検討を行いました。

- ① 有明海については、これまで長崎県が実施してきた活断層調査、地震アセス メント調査の結果および地震調査研究推進本部の研究成果等に基づいて設定。
- ② 日本海側については、長崎県の独自断層として地震調査研究推進本部の研究成果や近隣県の調査資料等に基づいて設定したものに加え、国土交通省・内閣府・文部科学省が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の調査結果(図-6)に基づいて設定した。

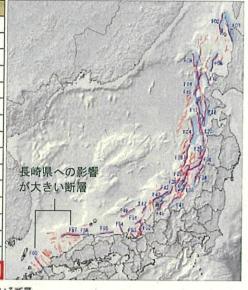


南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域

図-5 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表 想定震源断層域

日本海における大規模地震に関する調査検討会での想定震源断層域

道府県	影響の大きい断層
北海道	F01, F02, F06, F09, F12, F14, F15, F17, F18
青森県	F18, F20, F24, F30 ^{®1}
秋田県	F20, F24 ⁴¹² , F26 ³¹² , F3D
山形県	F30, F34 ^(R)
新潟県	F30, F34, F38, F39 ^{#1} , F41, F42 ^{#1}
富山県	F41, F45
石川県	F35 ⁹² , F41, F42, F43, F47, F49
福并県	F49, F51, F52, F53
京都府	F49, F53
兵庫県	F54
島取県	F17, F24, F28 ^{®2} , F55
島根県	F24, F30 ^{WL} , F55, F56 ^{WL} , F57
山口県	F6O
福岡県	F60
佐賀県	F60
長崎県(一部)	F57, F60



道府県内の市町村で平地及び全海岸線での平均津波高が最大となっている断層 ※1:平地の平均津波高のみが最大となっている断層

※2:全海岸線の平均津波高のみが最大となっている断層

「日本海における大規模地震に関する調査検討会での想定地震」公表 想定震源断層域

(3) 選定した最大クラスの津波について

平成26年3月に長崎県が公表した、長崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと 想定される5つの津波断層モデルに加え、本改定版では、国土交通省・内閣府・文 部科学省が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討 会」の西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側による津波断層モデルを 選定しました (図-7)。

<選定した最大クラスの津波>

- 1) 平成26年3月公表(第1版)で選定した津波断層モデル
 - ①南海トラフ ケース5、②南海トラフ ケース11、
 - ③大村・諫早北西付近断層帯、④雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動、
 - ⑤対馬海峡東の断層
- 2) 今回 (第2版) で追加して選定した津波断層モデル
 - ⑥西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側

	象	海溝型地震 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表 (H24.8.29) による想定地震津波		
洋	⋭波	ケース 5	ケース 11	
	* = - *	Mw = 9.1		
使	用デル	南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)モデル		
	説明	O 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された南海トラフの うち長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケースを選定。		
概要	震源域	断膜すべり量	断障すべり量 (m) 60 - 70 50 - 00 49 - 50 35 - 45 35 - 38 20 - 28 15 - 28 10 - 15 5 - 10 6 2 - 5	
	変動量分布地盤の鉛直方向	交動量(m) - 10.0 - 5.0 - 0.0 5.0 - 10.0	文助量(m) 10.0 - 5.0 - 0.0 5.0	

図-7(1) 選定した最大クラスの津波断層モデル

	対象津波	活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波	
		大村−諫早北西付近断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と 西部断層帯の連動
7	7ク*ニ 5ュート*	Mw=6.7	Mw=7.1
	使用 E デル	長崎県	モデル
	説明	〇 平成 18 年長崎地震発生想定委員 会によって設定された、独自モデ ル。	O 地震調査研究推進本部の長期評価が実施された断層モデルのうち、 長崎県内の沿岸に影響が大きいと 考えられるケース。
概要		「長崎県地震等防災7セスメント調査報告書、 長崎県 (H18.3)」より抜粋、加筆	表面地溝北緑断層帯 電仙地溝北緑断層帯 電仙地溝 南線更製所層等 南線亜部断層帯 「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、 長崎県(H18.3)」より抜粋、加筆
	変動量分布	地殼変動量 2m 0m -2m	地殼変動量 5m 0m -5m

図-7(2) 選定した最大クラスの津波断層モデル

今回選定した津波断層モデル

対象津波		活断層型地震 「長崎県独自モデル」による 想定地震津波 対馬海峡東の断層	活断層型地震 「日本海における大規模地震に関する 調査検討会」公表(H26.8.26)による 想定地震津波 西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側
マク゛ニ チュート゛		Mw=7.4	Mw=7.6
侵	アル	佐賀県(H22)モデル	日本海における大規模地震 に関する調査検討会モデル
	説明	○ 「佐賀県地震・津波等減災対策調査、佐賀県(H22)」の調査検討結果を踏まえ、長崎県が設定したモデル。	〇 国土交通省・内閣府・文部科学省 が平成26年8月に公表した「日本 海における大規模地震に関する調 査検討会」で検討されたモデルの うち、長崎県内の沿岸に影響が大 きいと考えられるケースを選定。
概要	震源域	「新編日本の活断層、活断層研究会 (1991)」より抜粋、加筆	「日本海における大規模地震に関する調査検討 会、国土交通省 (2014)」より抜粋、加筆
	変動量分布地盤の鉛直方向	地級変動量 5m 0m -5m	隆起量(m) 5.0 2.5 0.0 -2.5 -5.0

図-7(3) 選定した最大クラスの津波断層モデル

長崎駅周辺の浸水対策

(1) 事業の目的

長崎駅北側の八千代町電停付近と駅前高架広場下駐車場付近は、地盤が低いため、潮位の 影響を受けやすく、大潮満潮時と集中豪雨が重なった際は、道路が冠水し一時的に交通が寸 断される浸水が発生することから、長崎駅周辺土地区画整理事業と連携をとりながら、この ような浸水を防ぐための雨水施設を整備するものである。

(2) 排水の現状と浸水の原因

長崎駅周辺の雨水排水の現状と浸水の原因は、以下のとおりである。

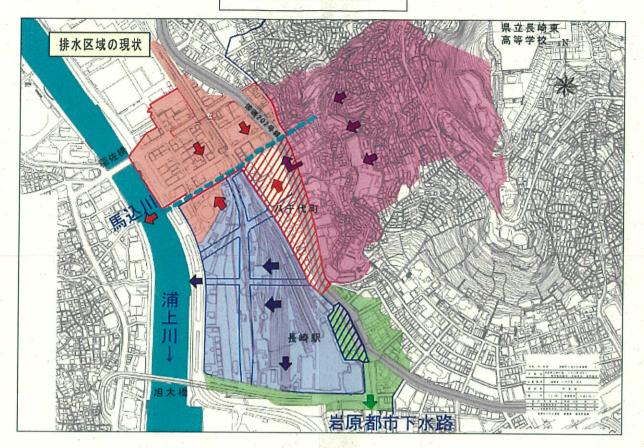
- ア 御船蔵町や西坂町などの斜面地(ピンク色)の雨水は馬込川に排水している。また宝町、幸町、八千代町の平坦地(赤色)の雨水も馬込川に排水している。しかしながら、八千代町電停付近の地盤が特に低い赤色斜線部では、大潮満潮時と集中豪雨が重なった場合、海水が雨水渠へ逆流して雨水が排除できなくなり、たびたび浸水している。
- イ 長崎駅周辺土地区画整理事業区域(青色)及び駅前の国道付近(緑色)は、浦上川及 び岩原都市下水路へ排水している。しかしながら、駅前高架広場下の地盤が特に低い青 色斜線部でも、たびたび浸水が発生している。

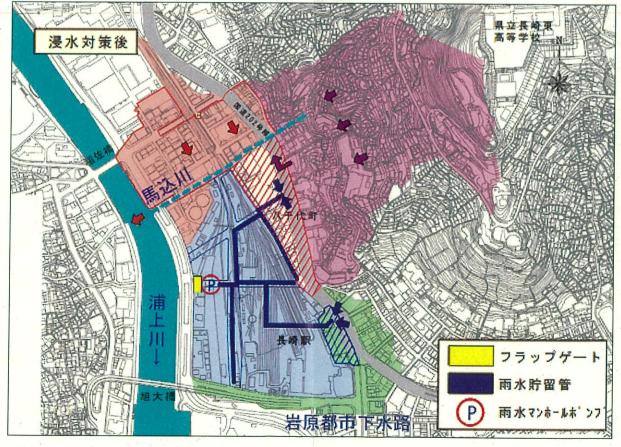
(3) 浸水対策

このような浸水を防ぐため、次のような対策を行う。

- ア 海水の逆流を遮断するためのフラップゲートを設置する。
- イ フラップゲートが閉まっている満潮時の約2時間分の雨水を貯留管で貯留し、特に地盤が低い八千代町電停付近や駅前高架広場下付近の浸水を防ぐ。
- ウ 本事業は、国庫補助事業の採択基準である「10年に一度発生する確率(10年確率)の 大雨」を想定し計画している。しかしながら、平成26年7月3日の降雨は、それを上回 っていたことから、30年確率に相当する大雨にも対応できるよう、単独事業として雨水 貯留管を補完する雨水排水ポンプを設置する。

排水の現状と対策





(4) 事業概要及び進捗状況

本事業については、長崎駅周辺土地区画整理事業やJR長崎本線連続立体交差事業の進 捗に合わせて整備を行う。

ア 事業概要

雨水貯留管(幅4000mm×高さ2000mm)

L=1, 210m

・雨水渠(幅2000mm×高さ1000mm 他)

L = 655 m

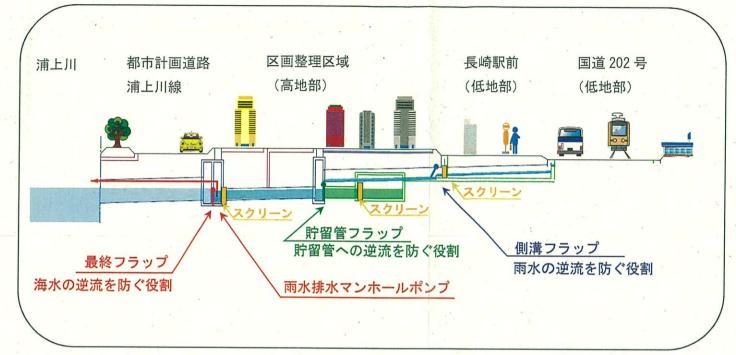
雨水排水ポンプ

1箇所(2基)

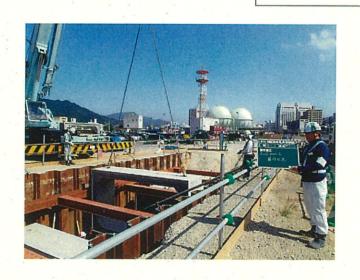
イ 事業期間 平成25年度~令和3年度

ウ 進捗率(延長ベース) 約33%(H30年度末)

長崎駅周辺浸水対策イメージ図



雨水貯留管据付状況





フラップゲートイメージ写真



茂里町スクリーン写真



出島メッセ長崎の管理運営に係る長崎市の考え方

1 公の施設としての設置及び管理

「出島メッセ長崎」は、地方自治法(以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき長崎市が設置する「公の施設」であり、法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に管理・運営業務を行わせるにあたり、施設の設置目的を達成するよう監督していく責任がある。

2 PF | 事業契約の締結及び指定管理者の指定

「出島メッセ長崎」の整備、運営については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき実施することとしており、長崎市と株式会社ながさきMICEは、平成30年9月21日に、平成53年(2041年)10月31日までの「(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業契約」を締結している。

併せて、利用料金の設定、収受、利用の許可等管理業務を行わせるため、令和2年1月1日から令和23年(2041年)10月31日まで株式会社ながさきMICEを指定管理者として指定予定である。

3 長崎市の役割・業務

(1) 施設の運営・維持管理等

「出島メッセ長崎」整備後は、株式会社ながさきMICEが施設の維持管理業務及び運営、MICE誘致業務を行っていくこととなるが、指定管理者である株式会社ながさきMICEが公の施設の設置目的を理解し、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、次年度以降の業務内容等に反映させていくためのモニタリングを実施する。

また、施設の大規模修繕については、長崎市が行う必要がある。

(2) 誘致・受入業務の推進

MICE誘致については、「出島メッセ長崎」への誘致を行う株式会社ながさきMICEだけでなく、長崎市全体への誘致と受入を担うDMOをはじめ経済界、大学、行政が連携して取組みを進めていく必要がある。

特に、長崎市においては、国際会議、政府系会議の誘致について、国や県と連携しながら、誘致を推進していく必要がある。

4 長崎市の組織・人員体制

現在、文化観光部においてプロジェクトの担当として政策監を配置し、施設整備については交流拠点施設整備室(5名)が、MICEの誘致・受入についてはMICE推進室(3名)がそれぞれ業務にあたっている。

今後、令和3年の施設の引渡しをもって、施設整備に係る業務は一旦終了するものの、公の施設である「出島メッセ長崎」が長崎市の交流人口の拡大と地域経済の活性化に寄与する目的を達成していくよう、施設の設置者としての役割を果たすため、状況に応じた組織体制をとるとともに適正な人員を配置し、上記3の業務を遂行する。